

第 17 号議案

東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 23 年 2 月 4 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、職員の超過勤務手当の算定に関する規定を整備するため提出します。

東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区職員の給与に関する条例（昭和26年9月台東区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「第15条第5項及び」を削る。

第15条第5項中「（週休日における勤務のうち人事委員会の承認を得て区規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。）」を削る。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。